



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
平成19年
10月15日

VOL.
72

行政ニュース

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の
一部を改正する政令の施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



行政ニュース	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 …	2
--------	---	---

振興局だより	水辺環境の保全について～ぎふ・ふるさとの水辺の認定～ 岐阜県東濃振興局恵那事務所環境課 …	6
--------	--	---

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 海津市長 松永清彦 …	8
------	-----------------------------	---

トピックス	電子マニフェストシステムへの加入について(お願い) ……	9
-------	------------------------------	---

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	理事会の開催 ……………	16
	委員会の開催 ……………	16
	「岐阜産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施 ……………	17
	電子マニフェスト説明会の開催 ……………	18
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	全国正会員事務局責任者会議の開催 ……………	18
	中部地域協議会	
	第1回全体会議の開催 ……………	18
	第2回専務理事会議の開催 ……………	19
	岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催 ……………	19
	産業廃棄物処理関係講習会の受講結果 ……………	19
	新規加入会員の紹介 ……………	20
	社名変更の紹介 ……………	20
お知らせ	許可の有効期限にご注意 ……………	21
	協会への入会のおすすめ ……………	22
	会費の納入は便利な口座振替で ……………	23
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 ……………	24
編集後記	……………	26

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

環境省から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

環廃対発第070907001号
環廃産発第070907001号
平成19年9月7日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する 政令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第283号。以下「改正政令」という。）が平成19年9月7日に公布され、平成20年4月1日から施行される。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

木くずについては、改正政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）において、建設業などの特定の業種に係るもののほか、PCBが染み込んだものが産業廃棄物として定められ、それ以外のものは一般廃棄物として取り扱われてきたところである。

木製パレット等に係る木くずについては、現状では、いわゆる事業系一般廃棄物である木くずとされているところ、多種多様な業種から少くない量が恒常的に排出されていること等から、廃棄物の区分の見直し等を求める排出事業者等からの規制改革要望等があり、平成18年3月31日の規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）において、事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえ

て検討の上、見直すことが閣議決定された。

これを受け、令について所要の改正が行われたものである。

第2 改正の内容

1 産業廃棄物の追加について（令第2条第2号関係）

事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」（以下「物品賃貸業に係る木くず等」という。）が、産業廃棄物として追加されたことから、その取扱いに当たっては、以下の点に留意されたい。

なお、物品賃貸業に係る木くず等が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

(1) 物品賃貸業に係る木くずについて

「物品賃貸業に係る木くず」とは、日本標準産業分類による中分類88に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くずをいい、具体的には、リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずが該当する。

したがって、例えば、木製のリース物品が、当該リース契約終了後に有価物として売買され、その後、リース事業者以外の事業者から廃棄物として排出される場合には、当該廃棄物は、物品賃貸業から排出されたものではないため、「物品賃貸業に係る木くず」には該当しない。

(2) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずについて

「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなる。

ここでいうパレットとは、貨物を荷役、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含むものである。

なお、魚や野菜などを輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる小型の木箱やパレットの使用を伴わない大型の木枠などは、パレットへの積付けのために使用されるものではないため、これらに係る木くずは、「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くず」には該当しない。

2 経過措置について

改正政令の施行により、物品賃貸業に係る木くず等が一般廃棄物から産業廃棄物に変更されることに伴い、産業廃棄物である木くずの処理量について急激な増加が見込まれ、その適

正処理を確保する必要があることなどから、以下の経過措置が講じられたところである。

(1) 産業廃棄物処理業の許可みなしについて（改正政令附則第2条関係）

改正政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項の許可を受け、又は法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定に該当して、物品賃貸業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者（法第14条第1項ただし書又は第6項ただし書の規定に該当して物品賃貸業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができることとなる者を除く。以下「一般廃棄物処理業者等」という。）は、平成21年3月31日までに限り、当該業を事業の範囲とする法第14条第1項又は第6項の許可を受けたものとみなすこととされた。

なお、一般廃棄物処理業者等が、平成21年4月1日以降も引き続き物品賃貸業に係る木くず等の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合には、当該業を事業の範囲とする法第14条第1項又は第6項の許可を受けなければならない。

(2) 産業廃棄物処理施設の許可みなし等について

ア 産業廃棄物処理施設の許可の申請について（改正政令附則第3条第1項関係）

改正政令の施行前に、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供されるごみ処理施設（破碎施設又は焼却施設に限る。）又は一般廃棄物の最終処分場（以下「物品賃貸業に係る木くず等処理施設」という。）について法第8条第1項の許可の申請（法第9条第1項の変更の許可の申請を含む。以下同じ。）を行った者であって、改正政令の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第15条第1項の許可の申請を行ったものとみなすこととされた。

なお、この場合において、当該施設が剪定枝その他の一般廃棄物の処分の用にも供されるものであるときは、当該申請は、当該施設についての法第8条第1項の許可の申請としての効力も引き続き有することとなる。

イ 産業廃棄物処理施設の許可について（改正政令附則第3条第2項関係）

改正政令の施行前に、物品賃貸業に係る木くず等処理施設について法第8条第1項の許可（法第9条第1項の変更の許可を含む。以下同じ。）を受けた者は、物品賃貸業に係る木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設について法第15条第1項の許可を受けたものとみなすこととされた。

なお、この場合において、当該施設が剪定枝その他の一般廃棄物の処分の用にも供されるものであるときは、当該許可は、当該施設についての法第8条第1項の許可としての効力も引き続き有することとなる。

(3) 罰則に関する経過措置について（改正政令附則第4条関係）

罰則に関する経過措置として、改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた。これにより、例えば、改正政令の施行前に一般

廃棄物処理業の許可を受けずに物品賃貸業に係る木くず等の処理を業として行った場合には、改正政令の施行後も一般廃棄物処理業の無許可営業の罪が成立することとなる。

第3 その他

1 排出事業者等に対する周知について

都道府県及び市町村においては、改正政令の施行に向けて、物品賃貸業に係る木くず等を排出している事業者や廃棄物処理業者等に対して、制度改正の内容やこれに伴う留意事項等について、適切な周知を図るよう努められたい。

2 市町村による併せ産廃処理について

現在、市町村がその一般廃棄物処理施設において物品賃貸業に係る木くず等の受け入れを行っている場合において、当該廃棄物の排出事業者が産業廃棄物処理業者に対して適切な委託処理を行うことが困難であるなどの事情があるときは、当該市町村は、必要に応じて、法第11条第2項の規定に基づくいわゆる併せ産廃処理を行うなど、物品賃貸業に係る木くず等の適正処理の確保に努められたい。

3 市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について

市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされている。したがって、市町村においては、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について、「産廃扱い」などと称して放置するのではなく、許可制度若しくは市町村長の再生利用指定制度を活用し、又は民間への処理委託を行うなど、引き続き、その処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を的確に講じるよう努められたい。

水辺環境の保全について ～ぎふ・ふるさとの水辺の認定～

岐阜県東濃振興局恵那事務所環境課

環境課では廃棄物や公害の取締り行政から環境教育や環境保全の啓発と多岐にわたり、仕事に取り組んでいます。

近年の環境行政の傾向として、従前の許可取締りだけでなく、環境教育や環境保全の啓発も重要事業として位置づけられています。

県では、良好な水環境は人に安らぎや潤いを与えることから、水環境を守ることは非常に重要なことであると考えています。

そこで、良好な水環境を目指し、水環境保全意識の啓発や水辺地域の保全のため、県内に広く存在する良好な水環境を有する水辺を『ぎふ・ふるさとの水辺』として認定する事業を平成17年度から実施しています。

県では平成17年度に28カ所、平成18年度に5カ所を『ぎふ・ふるさとの水辺』として認定しました。

また、恵那地域においては、平成17年度5カ所、平成18年度2カ所が認定されました。

認定箇所を訪れ、水辺の環境が保全されているかを確認し、仕事とはいえ、水辺とふれあいを深めながら、ひとときの安らぎや潤いをもらいたいものです。

そして、次世代にしっかり引き継がれるよう願っています。



和田川 長瀬地区



壁沢川 水辺の楽校

認 定 箇 所	認 定 ポ イ ン ト
①付知峡 しもうれ 下浦地区	アユ、アマゴなどの多種類の魚類の生息と保全活動
②加子母川 乙女溪谷	アマゴ、イワナなどの多種類の魚類の生息と保全活動
③四ッ目川 子供専用釣り場	アユ、アマゴの生息と子供が水辺とふれあう環境
④飯羽間ホタル舞の郷	ホタルの生息と保全活動
⑤中津川市ポケットパーク	ばいかもも 梅花藻の生育と保全活動
⑥壁沢川 水辺の楽校	モリアオガエル、アマゴ、ナツアカネなどの多種類の生物の生息と保全活動
⑦和田川 ながとろ 長瀬地区	ホタルの生息と保全活動

* 認定期間は3年間で、その後更新手続き

ぎふ・ふるさとの水辺の認定要件

- 1 固有性・地域性のある生物が生息又は生育し、継続的に個体群が確認されていること
 - (1) 固有性・地域性の生物が生息していること
 - (2) 多種類の生物が生息していること
 - (3) 地域特有の植物が生育していること
- 2 1の要件に掲げる生物の保全のための配慮がされていること
- 3 景観・ふれあいへの配慮等がされていること
 - (1) ふれあいへの配慮要件
人が水辺や生物とふれあい、子供が遊ぶことができる等の環境を有すること
 - (2) 水辺文化の継承要件
地域特有の伝説等地域の水辺文化を継承していること
 - (3) 景観への配慮要件
自治会、環境保全団体等による河川清掃、ゴミの投棄防止等の取組を実施していること
- 4 良好な水辺と認められること
- 5 人々がふれあう水辺として、安全性への配慮がされていること

わがまちの産業廃棄物問題と対策



「美しい自然環境の保全と循環型社会の推進
—廃棄物の減量化、資源化、適正処理の取り組み—」

海津市長 松 永 清 彦

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市を始め県内各地域の環境保全また廃棄物の適正な処理の推進に取り組んでおられますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

海津市は、平成17年3月28日に海津町・平田町・南濃町の海津郡3町が合併し、岐阜県で21番目の市として誕生しました。本市は人口約41,000人、岐阜県の最南端に位置し西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に隣接しています。東西方向は約13km、南北方向は約17km、面積は112km²、清らかな水や緑のある豊かな自然環境と治山治水などの歴史と伝統がいきづく素晴らしいまちです。市の中央部を流れる揖斐川以東の地域は濃尾平野が広がる穀倉地帯で、それ以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなり、みかん・柿などが多く栽培されています。観光施設の千代保稲荷神社・南濃温泉「水晶の湯」・海津温泉・国営木曽三川公園などへは市外からも多くの人々が訪れ、年間604万人を超える入込客数となっています。

海津市の誇る木曽三川等の美しい自然環境の保全を図るとともに、地球環境の保全への取り組みを強めるため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、ゴミ減量化や省資源化に向けた活動を通じて循環型社会を形成していくことがますます重要となっています。この対策として市民一人ひとりのゴミの減量化に対する協力が必要ですが、市としましてはゴミの再利用による減量化、資源化を図り循環型社会への取り組みを推進し環境学習の拠点とするため、今年度エコドームの建設を計画しています。このほかにも資源ゴミの分別収集、生ゴミ処理機の設置補助、ボカシ処理容器の無料貸出、資源の分別回収を実施する団体へのリサイクル奨励金の交付、平田町地域における生ゴミの分別収集による堆肥化などを実施しています。

本市の一般廃棄物処理につきましては、可燃物は一部事務組合である南濃衛生施設利用事務組合により焼却処理を実施しています。現在、新たな施設を建設中で次世代型の「流動床式ガス化溶融炉」が導入されることにより、環境保護や廃棄物の資源化にも有益な施設が来年度末には稼働する予定となっています。不燃物・粗大ゴミは西南濃粗大廃棄物処理組合により資源化できない物について埋立処理を実施しています。また、陶器・瓦等のがれき類につきましては市内三カ所の一般廃棄物処分場による埋立処分により処理しています。

産業廃棄物につきましては、市内にも管理型の処分場や廃棄物の破碎処分場、焼却施設等があります。現在のところ問題となっている事案はありませんが今後、色々な諸問題が発生した場合等におきましては貴協会のご協力は不可欠のものと考えております。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

電子マニフェストシステムへの加入について（お願い）

電子マニフェスト制度は、事務処理の効率化、法令遵守（コンプライアンス）、データの透明性等の観点から、大きなメリットがあるため、環境省の産業廃棄物処理業優良化推進委員会により取りまとめられた「電子マニフェスト普及促進方策」（平成17年3月14日）において、平成20年度の普及率を30%とする目標が定められ、また、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）においては、平成22年度に普及率を50%とする目標が設定されました。また、全国産業廃棄物連合会では、平成19年7月10日の理事会において、連合会の正会員（都道府県の協会）の会員の加入目標（平成19年9月末）を、収集運搬業者は70%、処分業者は100%と定め、加入を進めているところです。

当協会においては、平成19年9月6日開催の理事会で、国及び全国産業廃棄物連合会の動向を斟酌し、会員加入目標等が下記のとおり決定されました。会員の皆様には、平成19年9月13日付けで「電子マニフェストシステムへの加入について（お願い）」のご案内を差し上げましたので、電子マニフェストシステムへの加入につきまして、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、加入に際しては、当協会から（財）日本産業廃棄物処理振興センターへ手続きを行いますので、加入申込書等は、当協会事務局へ送付してください。

1 会員加入目標

当協会正会員の電子マニフェストの加入率は、平成20年3月31日までに100%を目指す。

2 加入促進

平成19年9月10日から平成19年10月31日までを、電子マニフェスト加入促進期間と定め、次の事業を行う。

(1) 「電子マニフェスト説明会」の開催（岐阜県、岐阜市、当協会の共催）

※平成19年9月12日に実施済ですが、説明会に用いた資料（抜すい）を、12頁～15頁に掲載しております。

(2) 会員に対する加入促進の周知徹底

ア 依頼通知及び加入申込書の同時送付

イ 会報誌等による広報活動

(3) 関係機関（岐阜県、岐阜市、（財）日本産業廃棄物処理振興センター等）との連携強化

マニフェストに関する行政機関への報告については、平成18年7月26日付けで廃棄物処理法施行規則が改正され、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに交付した管理票の交付状況等を平成20年4月1日以降、毎年6月30日までに岐阜県（岐阜市内の事業場は、岐阜市）に報告しなければならないこととなりました。

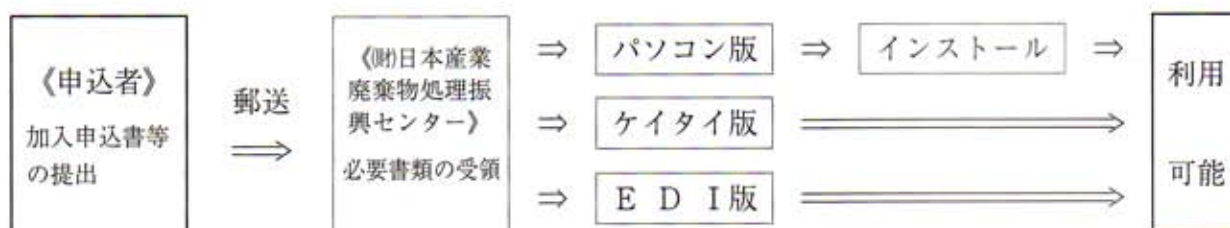
したがって、初年度は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年分を平成20年6月30日までに報告する必要がありますが、電子マニフェストシステムを利用する場合は、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが事業者に代わって岐阜県等に報告するため、事業者自らの報告は不要となります。

〈電子マニフェストシステム(愛称:JWNET)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はJWNETホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されてきます。なお、インターネット(Web)での申し込みもできますので、詳細はJWNETホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- ・ 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- ・ 収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- ・ 処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加 入 料 (加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基 本 料 (年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使 用 料 (登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能+2次登録機能の利用 A料金	B料金
加 入 料 (加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基 本 料 (年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで 12,500円(税抜き)
使 用 料 (登録情報1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

《普及促進キャンペーン》

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間(平成19年9月30日まで)を、平成20年1月31日まで延長されます。本キャンペーンは、今回の延長をもって終了されますので、是非、この機会にご加入ください。

- ・実施時期 平成19年7月1日～平成20年1月31日
- ・対象者 上記期間中の加入者及び加入申込者
(期間内に消印のある加入申込書は、対象となります。)
- ・特典 加入料(5,000円又は3,000円)が無料となります。
(基本料(少量排出事業者団体加入の場合は不要)及び使用料は、別途支払いとなります。)

《少量排出事業者団体加入制度の導入》

平成19年10月1日から、医療業(診療所)、ガソリンスタンド等の少量排出事業者の方がまとまって加入する場合は、B料金の基本料を不要とする従量制の料金(少量排出事業者団体加入料金)とすることができます。

ただし、当団体加入は、以下のすべての条件を満たす必要があります。

《条件》

- ① 排出事業者の加入者数が、30加入以上であること。
- ② 利用代表者を指定すること。
- ③ 利用代表者は、支払代行者(※)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。(年1回の更新時に、利用代表者に利用料金を請求します。)
- ④ 情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(※) 支払代行者とは、JWNET加入者の利用料金を代行して支払う方です。

少量排出事業者団体加入の申込み手続き等の詳細については、JWNETホームページで案内をしておりますので、ご覧ください。また、当協会にも加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

・岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館1階
TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

・財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階
TEL 03-3668-6513 FAX 03-3668-7323

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>

Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

(サポートセンター) TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277

電子マニフェストの加入・登録状況

電子マニフェスト加入状況の推移

年度	加入者数 (100%)	加入者数の内訳		マニフェスト 年間登録件数
		排出事業者 (34%)	収集事業者 (34%)	
平成16年度	2,978	1,019	950	1,137,785
	(100%)	(34%)	(32%)	
平成17年度	3,834	1,291	1,216	1,621,975
	(100%)	(34%)	(32%)	
平成18年度	7,784	4,083	1,921	2,388,069
	(100%)	(52%)	(25%)	
平成19年度	10,773	6,022	2,216	787,715
	(100%)	(56%)	(21%)	(平成19年6月30日現在)

平成19年6月30日現在

電子マニフェストの仕組みと運用

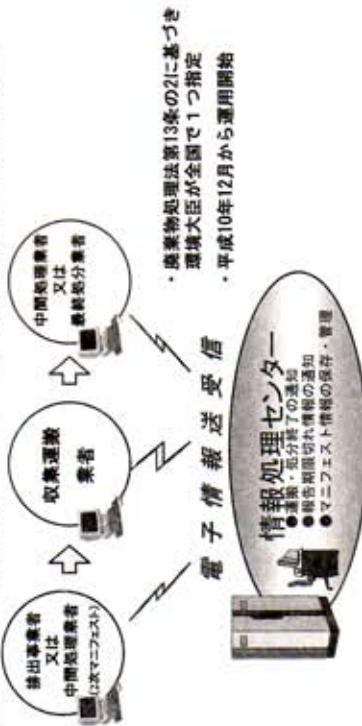
「電子マニフェスト説明会」(平成19年9月12日)
に用いた資料(抜粋)

電子マニフェストとは...

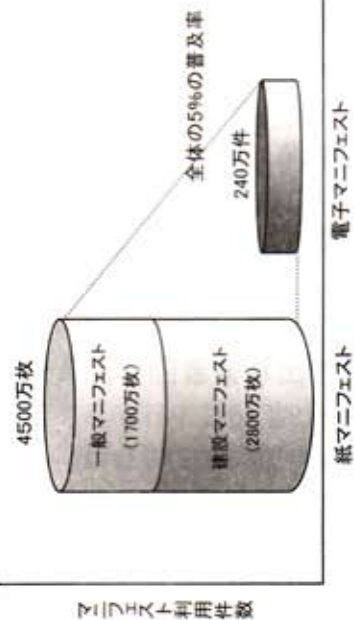
三者のネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりします

※ 排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の三者の加入が必要

電子マニフェストは事業者のマニフェスト事務の効率化を図るため制度化



年間マニフェスト利用状況(平成18年度実績)



電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

＜排出事業者の場合＞

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に 引渡した日から、3日以内にマニフェスト情 報を情報処理センターに登録 ○廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を指さない。 以下、同様。	○廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に 引渡したと同時に、マニフェストを交付 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、中 間処理終了報告、最終処分終了報告の 通知(電子メール)により確認	○B2票の回収・A票照会により運搬終了を 確認 ○D票の回収・A票照会により中間処理終 了を確認 ○E票の回収・A票照会により最終処分終 了を確認
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を 保存)	○排出事業者は収集運搬業者及び処分業 者より交付されてきたB2票、D票、E票を5 年間保存

※A票は、B票、D票、E票が返送されるまでの間、保管

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

＜収集運搬業者の場合＞

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、運搬担当者の 氏名、運搬終了日、マニフェスト番号を情報 処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、運搬受託者 の氏名又は名称、運搬担当者の氏名、運搬 終了日を記載したマニフェストの写し(B2 票)を、排出事業者へ送付
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を 保存)	処分終了後、処分業者より送付された マニフェストの写し(C2票)を5年間保存
帳簿の記載	右欄の下欄部分は、記載不要	①運搬年月日 ②交付されたマニフェストごとの交付者氏名 又は名称、交付年月日、交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ⑤積替または保管場所ごとの搬出量(積替 と保管を行う場合に限る)

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

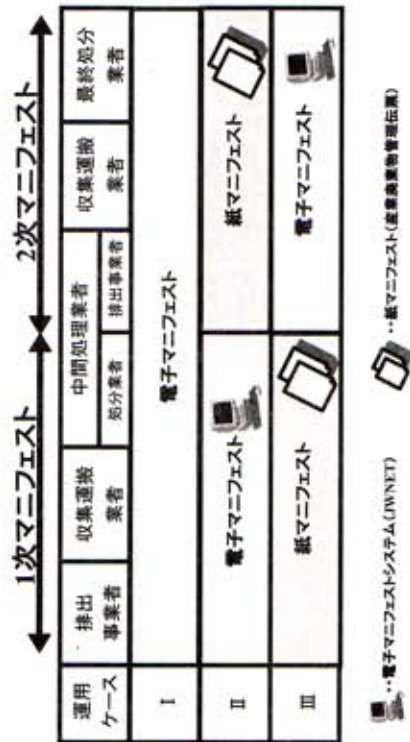
＜処分業者の場合＞

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	処分終了日から3日以内に、処分担当者の 氏名、処分又は名称、処分担当者の氏名、処分 終了日を記載したマニフェストの写しを、排 出事業者へ送付	処分終了日から10日以内に、処分受託者 の氏名又は名称、処分担当者の氏名、処分 終了日を記載したマニフェストの写しを、排 出事業者へ送付
マニフェストの 保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を 保存)	マニフェストの写し(C1票)を5年間保存
帳簿の記載	右欄の下欄部分は、記載不要	①受入又は処分年月日 ②交付又は引渡されたマニフェストごとの交 付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④処分方法ごとの処分量 ⑤処分後(埋立処分及び海洋投入処分を除 く)の廃棄物の排出先ごとの排出量

注) 2次を紙マニフェスト運用する中間処理業者は中間処理産業廃棄物(2次産業廃棄物)を委託する場合別途、
法で定める事項を帳簿に記載する必要があります。

マニフェストの運用形態

電子マニフェストの運用は、次の3ケースに分類されます



事務処理の効率化



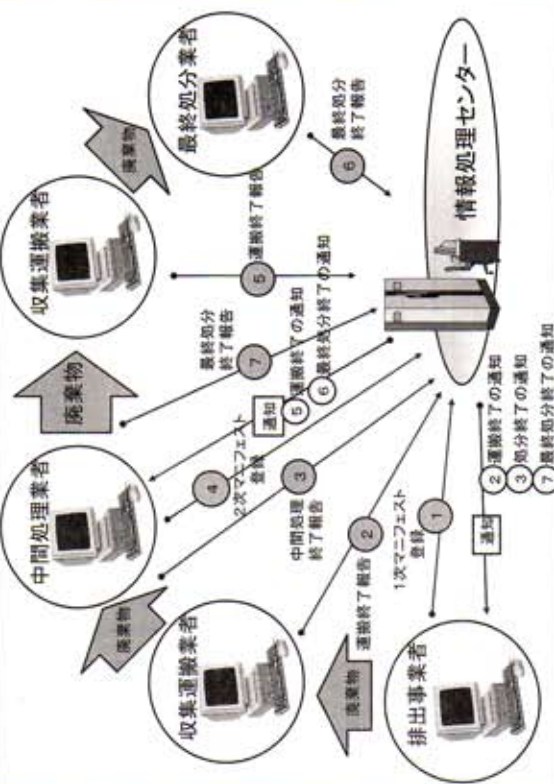
- パソコンや携帯電話の活用により、マニフェストの登録・報告が簡単（入カパターンの登録、一覧から選択して報告）
- マニフェストの保存が不要（伝票の保存スペースの確保が不要）
- 廃棄物処理状況を簡単・迅速に確認（過去5年間のマニフェスト情報が照会可能、通知情報が電子メールで確認可能）
- 集計・加工や社内システムとの連携が、CSVデータ（エクセル形式）を活用して可能（アップロード、ダウンロードが可能）
- 行政報告が不要（平成20年度から報告が義務化される産業廃棄物管理票交付等状況報告については、情報処理センターが実施するため、加入者は報告不要）

法令遵守（コンプライアンス）

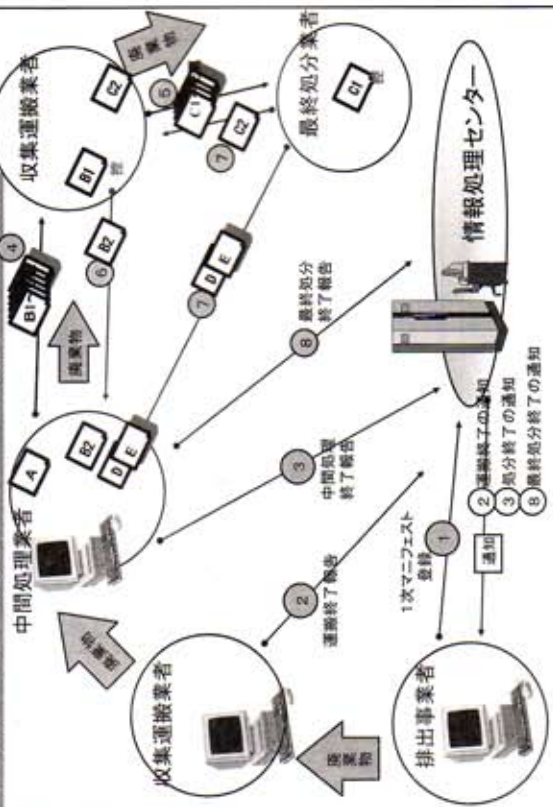


- マニフェストの必須項目をシステムで確認するため、マニフェスト記載漏れの心配がない
- 排出事業者の処理終了確認期限が近づくシステムから排出事業者に注意喚起し、確認漏れを防止
 - ・ 運搬終了・処分終了の確認期限をチェック（90日、特管60日以内）
 - ・ 最終処分終了報告の確認期限のチェック（180日以内）

【運用ケースⅠ 1次：JWNET→2次：JWNET】



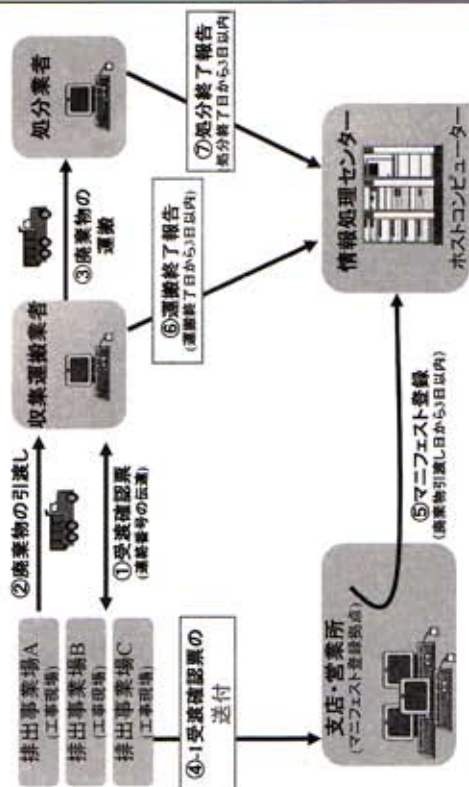
【運用ケースⅡ 1次：JWNET→2次：紙マニフェスト】



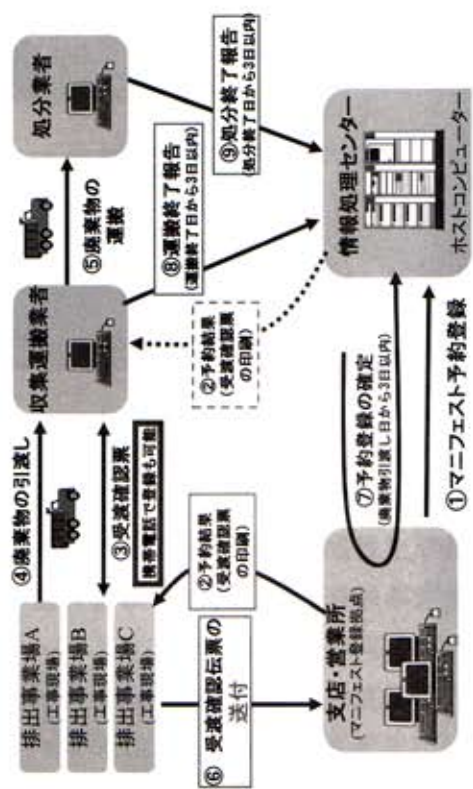
データの透明性



- マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存
- マニフェストの修正・取消の情報をシステムで管理
- マニフェストの修正・取消は、関係者の承認が必要
- マニフェストの偽造がしにくい



事例1 1回のアクセスでマニフェスト登録する運用



事例2

予約登録(仮登録)・確定登録の2段階のアクセスで運用

行政報告の合理化・簡素化

電子マニフェスト導入のインセンティブとして、電子マニフェスト情報を活用した都道府県等への各種行政報告の合理化・簡素化を支援する仕組みを検討

- ① 行政報告様式の電子化・標準化
 - ② 行政報告システムの構築
- (加入者に対する行政報告の作成・提供サービス)
- ・電子マニフェスト情報を活用して、各種行政報告を自動作成
 - ・電子マニフェストと紙マニフェスト情報を統合して行政報告を作成(付加サービス)

〈岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成19年度第3回理事会が、平成19年9月6日(木)午後1時30分から岐阜市内の「県民ふれあい会館」において開催されました。

この理事会では、次の議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決承認されました。

- ・第1号議案 電子マニフェストシステムへの会員加入目標の設定と加入促進

- ・第2号議案 新規加入会員の承認

また、議案の審議に先立ち、次のことが報告されました。

(1)会議報告

会議への出席者が、会議の協議内容を報告

- ・全国正会員事務局責任者会議
- ・平成19年度中部地域協議会第1回全体会議
- ・岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会第7回委員会

(2)委員会報告

総務、研修指導、広報編集及び適正処理委員会の各委員長が、平成19年7月26日(木)、27日(金)に開催された第2回委員会の審議結果を報告

(3)青年部会報告

青年部会長が、最近の青年部会活動状況を報告

(4)その他

専務理事が、産業廃棄物対策基金の運用状況を報告



第3回理事会

○委員会の開催

平成19年7月26日(木)及び27日(金)に、本年度2回目となる総務委員会等4つの委員会が、岐阜市内の「県民ふれあい会館」において開催され、委員長・副委員長の互選や事業執行等について審議されました。

第2回総務委員会

(7月26日午前11時～)

- ・委員長・副委員長の互選
- ・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進事業促進

第2回研修指導委員会

(7月26日午後1時30分～)

- ・委員長・副委員長の互選
- ・先進施設の視察

第2回適正処理委員会

(7月27日午前11時～)

- ・委員長・副委員長の互選
- ・電子マニフェスト普及促進
- ・巡回指導・パトロールの実施

第2回広報編集委員会

(7月27日午後1時30分～)

- ・委員長・副委員長の互選
- ・協会報「ぎふ環境保全」第72号の編集方針

なお、各委員会の委員長・副委員長の互選

結果は、次のとおりです。

委員会名	区 分	氏 名
総 務	委 員 長	清水 道雄
	副委員長	鈴木 兼利
	副委員長	高井 信夫
研修指導	委 員 長	白井 清三
	副委員長	丹羽 武
広報編集	委 員 長	野村 清晴
	副委員長	山口 繁
適正処理	委 員 長	粥川 長司
	副委員長	木村 虎男
	副委員長	竹 中 靖

第3回適正処理委員会

平成19年8月10日(金)に、本年度3回目となる適正処理委員会が、岐阜市内の「県水産会館」において開催され、事業執行等について審議されました。

- ・一般廃棄物と産業廃棄物
- ・その他

○「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施

この体験バスツアーは、平成16年度に岐阜県において実施され、平成17年度から岐阜県と当協会の共催事業として実施してきました。今年度も小・中学生が参加しやすい夏休みの期間中に実施し、親子連れやお年寄りのグループなど285名の方に参加していただきました。

体験バスツアーでは、産業廃棄物の排出事業場、中間処理施設、最終処分場など産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の施設や不適正処理現場を見学しましたが、参加された方には大変好評で、「産廃処理の仕方がよくわかり、よい勉強になった」、「産廃処理に大変な労力を要することがわかった」、「従事される方に対する感謝の気持ちでいっぱいになった」とか、「一般廃棄物の問題も一人ひとりの心がけが大切だと痛感した」などの感

想を頂きました。

- ・参加者 県内在住の方
(小・中学生は、保護者同伴)
- ・日程・参加人員
平成19年8月3日(金) 東濃コース 47名
平成19年8月7日(火) 西濃コース 54名
平成19年8月9日(木) 飛騨コース 59名
平成19年8月21日(火) 岐阜コース 62名
平成19年8月23日(木) 中濃コース 63名
計 285名

なお、この体験バスツアーの見学先としてご協力を頂いた当協会員は、次の方々です。ご協力ありがとうございました。

- ・住友大阪セメント(株)岐阜工場 (正会員)
- ・(有)東海バイオ (正会員)
- ・寿和工業(株) (正会員)
- ・(株)日本環境管理センター (正会員)
- ・(株)橋本 (正会員)
- ・(株)マテリアル東海 (正会員)
- ・エーザイ(株) (賛助会員)
- ・KYB金山(株) (賛助会員)
- ・パジェロ製造(株) (賛助会員)
- ・ミズノテクニクス(株) (賛助会員)



寿和工業(株)産業廃棄物最終処分場で浸出液処理設備の説明を聞く参加者

(有)東海バイオで施設、処理技術の説明を聞く参加者

○電子マニフェスト説明会の開催

岐阜県、岐阜市、当協会の共催で、平成19年9月12日(水)に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、本年度2回目となる「電子マニフェスト説明会」を開催しました。

この説明会は、特に排出事業者の電子マニフェストの普及促進と当協会の電子マニフェストの加入促進を図ることを目的に行ったもので、午前の部と午後の部の2回に分けて開催しました。説明会の内容は次のとおりですが、午前、午後の部合わせて約440名の方が参加しました。

・開会挨拶

午前の部：岐阜県廃棄物対策課

正木 秀明課長

午後の部：岐阜市産業廃棄物指導室

堀野 誠夫室長

・電子マニフェストの仕組みと運用

講師：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター普及部長 麻戸 敏男氏

・質疑応答



電子マニフェスト説明会

〈社)全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員事務局責任者会議の開催

平成19年7月19日(木)に、(社)全国産業廃棄物連合会と各正会員事務局との意見交換会等を

目的として、全国正会員事務局責任者会議が東京都内の「虎ノ門パストラル」で開催されました。今回の会議は、「リスクアセスメントの実施促進」と「電子マニフェストの普及促進」に特化したもので、次の項目についての説明と意見交換が行われました。会議の冒頭、國中全産連会長から「職場におけるリスクアセスメントの導入促進（事故発生率ワースト3からの脱却）」と「正会員の電子マニフェストの加入促進」について、強い要請がありました。なお、当協会からは高木専務理事が出席しました。

・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進事業について

(1)事業のねらい・取り組み

(2)リスクアセスメントの概要と進め方

(3)事業の概要とリスクアセスメント相談員の役割

・電子マニフェスト普及促進事業について

(1)電子マニフェスト加入促進

(2)電子マニフェストシステム運用支援事業

〈中部地域協議会〉

○第1回全体会議の開催

平成19年7月20日(金)に、平成19年度中部地域協議会第1回全体会議が三重県四日市市内において開催されました。当協会からは、坂理事長、粥川理事兼適正処理委員長、高木専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議が行われました。

(1)平成18年度事業報告及び収支決算報告

(2)中部地域協議会の開催状況

(3)電子マニフェストの普及啓発

(4)2007NEW環境展名古屋

○第2回専務理事会議の開催

平成19年9月14日(金)に、平成19年度第2回中部地域協議会専務理事会議が愛知県名古屋市内において開催され、次の議題について協議されました。会議に先立ち、愛知県豊川市内の加山興業(株)のリサイクル(RPF)工場を見学し、当協会から高木専務理事が出席しました。

- (1)「産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル」の説明会
- (2)各県の情報交換

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催

○第7回委員会

岐阜県が設置した岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第7回委員会が平成19年8月27日(月)に岐阜県議会西棟第1会議室で開催され、次の議題について審議されました。

当協会からは、委員として後藤副理事長が出席しました。

- (1)産業廃棄物処理における規制について
 - ・産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保

- ・産業廃棄物処理施設の設置等における住民同意
- ・産業廃棄物の適正処理の確保
- ・現行規制の強化、緩和

(2)岐阜県廃棄物処理計画について

産業廃棄物処理関係講習会の受講結果

平成19年度講習会のうち、平成19年9月19日(木)、9月20日(木)、10月4日(木)～5日(金)に開催された産業廃棄物処理関係講習会の受講結果は、次のとおりです。

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	受講者数
9月19日	120人	127人	123人
9月20日	120	112	106

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

- ・産業廃棄物の収集・運搬課程(新規)

開催日	定員	申込者数	受講者数
10月4日～5日	120人	92人	85人

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

新規加入会員の紹介

平成19年9月6日に開催された第3回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正 会 員】

会 員 名 代 表 者 名	住 電 話 番 号 所 号	業 の 区 分	備 考
丸八建設 株式会社 代表取締役 山 下 誠	〒501-5304 郡上市高鷲町鮎立2112-2 ☎0575-72-0018	収集運搬業 中間処理業	

(参 考) 会員の状況

会員区分	6月22日現在	入 会 数	退 会 数	9月6日現在	増 減
正 会 員	369	1	0	370	1
賛助会員	105	0	2	103	△2
特別会員	2	0	0	2	0
合 計	476	1	2	475	△1

社 名 変 更 の 紹 介

(平成19年7月から平成19年9月までに届出のあった分)

区 分	新 社 名	旧 社 名
正 会 員	高井 公江 (高井商会)	有限会社 高井環境
賛 助 会 員	ダイアモールディング 株式会社 関ヶ原製造所	三宝化成 株式会社

変更届について (お願い)

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いいたします。

〔連絡先〕 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会を受講していないと更新許可申請は受け付けてもらえません。
更新許可講習会の修了証の有効期限は、発行日から2年以内です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月～3ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があります、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)
 - 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
 - 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
 - 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
 - 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
 - 郵 便 局 (全国の郵便局)
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当：大谷)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）

○発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- ・ 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- ・ 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
- ・ 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058（272）9293

FAX 058（272）6764

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購 入 申 込 書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票 1 箱=100セット、連続票 1 ケース=500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種 類	単価(円)	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】 7 枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】 8 枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7 枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1 冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1 冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 ー

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

（注） *印の欄は、記入しないでください。

*事務局記入欄

支払	振 込 No
方法	現 金
	整 理

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清 晴

副委員長 山口 繁

委員 天池 孝 一

川合 清 和

大野 安 一

野々村 清

兼松 誠 吾

服部 康 夫

編集後記

最近、海外でも国内でも大地震のニュースがよく報じられます。直近の新潟県中越沖地震はまだ記憶に新しいところであります。被災者は未だに仮設住宅に寝起きして不自由な日常生活を送っておられます。仮設住宅へ入居されていない方でも被災した家屋に何時倒れるかも知れないといった不安な日常生活を余儀なくされています。

新聞、テレビなども発生当時は連日報道されますが、一段落すると被災地にどんな問題が生じているか、その解決にどのように苦労されているかなどはほとんど報じられません。近頃は、私どもにとってあまり関係のない横綱の謹慎や病の治療を国内かモンゴルかなど連日報道されています。読者が本書を読まれる頃はモンゴルから横綱の一挙手一投足が国民に知らされていることでしょう。

話がわき道に反れましたが、ここで申し上げたいことは、災害発生時に報道された倒壊家屋や大量に排出された家財道具や日常生活用品のゴミなどはどのように処理されたのでしょうか、ということであります。適正に処理するには多額の費用と膨大な労力を必要としたであろうことは十分推察されます。災害時の人命救助やインフラの早期復旧、被災者への支援などは当然のことながら、その後に発生する困難な問題にも早期解決するためにその実情を知りたいものであります。また、我が岐阜県でもそのための備えを今から用意されておかねばならないでしょう。

今夏には参院選挙で、ついに野党が過半数を占めました。興味本位で言えば面白いかも知れませんが、いたずらに批判するだけでなく与野党とも本当に国民のための政治に徹して頂きたいと思います。

[言葉の宝石]

「五十歩百歩」(孟子 梁恵王上)

孟子が梁の恵王に申し上げた故事からの言葉。戦場で五十歩逃げた者が、百歩逃げた者を卑怯と言えるでしょうか。恵王答えて曰く、不可なり。

記 Y.O

平成19年10月15日発行

第72号

編集 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志 郎

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

（処 分 業） ・ 燃え殻 ・ 汚泥 ・ 廃プラスチック類 ・ 金属くず ・ 動植物性残さ ・ 木くず
・ 紙くず ・ 繊維くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ ゴムくず
・ 廃油（タールピッチ） ・ 13号廃棄物

（収集運搬業） ・ 燃え殻 ・ 汚泥 ・ 廃プラスチック類 ・ 金属くず ・ 動植物性残さ ・ 木くず
・ 紙くず ・ 繊維くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ ゴムくず
・ 廃油 ・ 13号廃棄物 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

（処 分 業） ・ 特定有害廃石綿等

（収集運搬業） ・ 特定有害廃石綿等 ・ 引火性廃油 ・ 腐食性廃酸 ・ 腐食性廃アルカリ
・ 感染性産業廃棄物 ・ 特定有害廃油 ・ 特定有害廃酸 ・ 特定有害廃アルカリ
・ 特定有害燃え殻 ・ 特定有害汚泥 ・ 特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

電子マニフェストに関するお知らせ

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間を延長します。

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間(平成19年9月30日まで)を平成20年1月31日まで延長します。なお、本キャンペーンは、今回の延長をもって終了することとしていますので、是非、この機会にご加入ください。

実施期間	平成20年1月31日まで		
対象者	キャンペーン期間中の加入者及び加入申込者(期間内消印のある加入申込書を対象とします。)		
特典 (加入料無料)	＜加入料＞ ●排出事業者 ●収集運搬業者 ●処分業者	A料金 5,250円 B料金 3,150円 5,250円 5,250円	⇒ 無料 ⇒ 無料 ⇒ 無料 ⇒ 無料

注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注2) 加入申込書に記載していただく利用開始希望日は、加入申込み日から6か月以内とさせていただきます。

少量排出事業者団体加入制度が導入されます。

平成19年10月1日から医療業(診療所)、ガソリンスタンド等の少量排出事業者の皆さんがまとめて加入した場合は、B料金の基本料を不要とする従量制の料金(少量排出事業者団体加入料金)とすることができます。

本団体加入は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 排出事業者の加入者数が30以上であること。
- ② 利用代表者を指定すること。
- ③ 利用代表者は、支払代行者^(注)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。(年1回、更新時に利用代表者に利用料金を請求します。)
- ④ 情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(注)支払代行者とは、JWNET加入者の利用料金を代行して支払う方です。

排出事業者利用料金

料金区分	少量排出事業者 団体料金	参考(現行の排出事業者利用料金)	
		B料金	A料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	5,000円 (税込5,250円)
基本料 (年額)	不要	40件まで 2,000円 (税込2,100円)	25,000円 (税込26,250円)
使用料 (登録情報1件につき)	60円 (税込63円)	41件から 60円 (税込63円)	10円 (税込10.5円)
年間登録件数によりメリットがある料金区分	33件以下	34~508件	509件以上

少量排出事業者団体加入の申込み手続き等の詳細につきましては、JWNETホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

○更新時にA料金、B料金、少量排出事業者団体料金の変更ができます。



お問合せ先：財日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL: 03-3668-6513 FAX: 03-3668-7323

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、
滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、
繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会